

# 郡山市職員障がい者活躍推進計画の改定について

## 背景

◆国及び地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき「障害者活躍推進計画」を作成、公表しなければならない。

→令和2年4月 郡山市障害者活躍推進計画策定  
(計画期間：令和2年4月1日から5年間)

※令和6年度は、令和7年度に策定する郡山市総合計画との整合性を図るため、1年延長とした。

※令和7年度より「郡山市職員障がい者活躍推進計画」へ名称変更。

## ◆主な記載項目

No	計画項目	項目の詳細
1	障害者雇用に関する課題	本市の障害者雇用の取組状況等
2	目標	①採用に関する目標(必) ②定着に関する目標(必) ③満足度に関する目標(任意)等
3	障害者の活躍を推進する体制整備	①組織面の整備 ②人材面の整備
4	障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がい者の能力・希望を踏まえた職務の選定等の検討を行う
5	障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	①職務環境 ②募集・採用 ③働き方 ④キャリア形成

## 取組内容

### 多様な人材の活躍推進と持続可能な雇用環境の整備

○法定雇用率の引上げに伴う、より一層の取組みの強化

	現行	令和8年7月～	差
民間企業	2.50%	2.70%	0.20%
地方公共団体	2.80%	3.00%	0.20%
郡山市(令和7年11月)	2.77%	3.00%	0.23%

→ ・採用選考における合理的配慮。  
・特別支援学校や就労支援機関からのインターンシップ受入体制の強化。

○多様な障がい特性等を適切に踏まえた、幅のある職務任用形態への拡充。

→ ・採用選考後、面談の機会を設け、配慮事項や適切配置に向けた特性の把握。  
・会計年度任用職員においては、週10時間から29時間まで幅広い勤務時間設定。

### 誰もがいきいきと暮らせる福祉社会の形成

○定着率の向上に向けたサポート体制の充実化。

→ ・時差勤務等の活用など、多様な働き方の推進。  
・在職中に疾病・事故等により障がい者となった職員について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等の実施。

## 改定概要

### 【基本的な考え方】

○郡山市総合計画との整合性を図る。

- ・大綱Ⅱ 産業・仕事  
政策2 多様な人材の活躍推進と持続可能な雇用環境の整備
- ・大綱Ⅳ 健康・福祉・医療  
政策2 誰もがいきいきと暮らせる福祉社会の形成

### 【改定内容】

(令和5年4月、国の障害者活躍推進計画作成指針の改定に係る対応等)

○定着率に関する目標の設定。(会計年度任用職員を追加)

○各任命権者ごとに作成していた計画の統合。